

託送料金相当額について

お客様がお支払いになる当社のガス料金は、ガス本体の代金と託送料金相当額から成り立っております。託送料金相当額とは、導管等の供給施設に関わる費用にあたる金額で、当該施設を利用する全てのガス小売事業者（当社も含まれます。）が負担しております。

託送料金相当額の計算方法については、下記にてご確認ください。なお、低圧大口料金、中圧以上料金などを含めたより詳しい内容については、当社設定の「託送供給約款」をご確認ください。

主にご家庭・小規模業務用のお客様向け（低圧料金）の場合

適用される区分はガスのご使用量に応じて毎月決まります。適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」を合計した金額が託送料金相当額となります。

託送料金表

2019年10月11日実施

(税抜※1)

	適用区分	定額基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/m ³)
料金表 A	0 m ³ ～18 m ³	500.00	80.75
料金表 B	19 m ³ ～162 m ³	800.00	64.62
料金表 C	163 m ³ ～	1,810.00	58.42

※1 託送料金の算定にあたっては消費税相当額を加算いたします。(小数点第3位以下切捨て)

【計算例】使用量 33 m³/月（適用区分 B） 消費税率 10%の場合

$$800.00 \text{ 円} \times 1.10 = 880.00 \text{ 円} \quad (\text{定額基本料金 (税込)})$$

$$64.62 \text{ 円} \times 1.10 = 71.08 \text{ 円} \quad (\text{従量料金単価 (税込)})$$

(定額基本料金)

(従量料金)

$$880.00 \text{ 円} + 71.08 \text{ 円} \times 33 \text{ m}^3 = \underline{3,225 \text{ 円}} \quad (\text{小数点以下切捨て})$$